

令和6年度十和田市総合防災訓練を実施します

☎総務課 ☎0176-51-6703

市では、大きな被害をもたらす地震などの災害が発生した時の応急対策を迅速・的確かつ総合的に実施できるよう、関係機関や地域住民の皆さんのご協力を得て、十和田地域広域事務組合消防本部などと合同で総合防災訓練を行います。

訓練は、市役所会場以外はどこでも参観できますが、会場周辺は駐車場スペースが限られますので、ご来場の際は公共交通機関の利用や乗り合わせにご協力ください。

とき 5月29日(水) 午前9時～午後1時

	時間	会場
①	午前9時～9時45分	市役所
②	午前9時55分～10時10分	陸上競技場
③	午前10時30分～11時35分	旧洞内小学校
④	午前11時50分～午後1時	大深内小中学校

※②～④の時間は前後する場合があります。



青森県防災ヘリコプター「しらかみ」による救助・救出訓練の様子

注意事項

- ▶ 訓練では、多くの緊急車両やヘリコプターなどが出動するほか、会場周辺では交通規制を実施する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ▶ 大雨、強風、雷などの悪天候で各種警報などが発表された場合には、訓練を中止することがあります。
- ▶ 感染症などの状況により、規模を縮小または延期する場合があります。



▲詳しくは市ホームページをご覧ください。

十和田市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害に遭った人やその家族を支援します

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



誰もが犯罪被害者等[※]になる可能性がある中、地域で連携・協力して支援し、安心して暮らすことのできる社会を目指すことを目的に、市では十和田市犯罪被害者等支援条例を制定（令和6年4月1日施行）しました。

※犯罪などにより害を被った人やその家族・遺族

基本理念

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられること。
- 支援が適切に行われること、二次被害が生じないよう配慮すること。
- 安心して暮らすことができるよう、支援が途切れることなく提供されること。
- 市および関係機関などによる相互の連携および協力の下で行われること。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョっとちゃん」

主な支援

相談および情報の提供

犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整を行います。

犯罪被害者等支援窓口 **まちづくり支援課 ☎0176-51-6777**（市役所本館1階12番窓口）

経済的支援

犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減や居住の安定を図るため、見舞金や支援金を支給します。

遺族見舞金 金額 30万円
重傷病見舞金 金額 10万円
転居費支援金 金額 上限 20万円



※支給要件など、詳しくは市ホームページからご確認ください。

▲市ホームページ

理解の増進

犯罪被害者等支援について、市民および事業者の理解を深めるため、広報や啓発活動を実施します。